



平成30年1月30日

各 位

会 社 名 東北電力株式会社  
代表者名 取締役社長 原田 宏哉  
(コード番号 9506 東証第一部)  
問合せ先 企画部経営企画課長 木村 昭彦  
(TEL. 022-225-2111)

## 「監査等委員会設置会社への移行」および「役付執行役員の新設」に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」および「役付執行役員の新設」を柱とする、経営機構の見直しを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、「監査等委員会設置会社への移行」につきましては、2018年6月開催予定の第94回定時株主総会において承認されることを条件として実施するものであります。

当社では、電力の小売全面自由化による競争の激化や、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離など、激変する事業環境を踏まえた事業体制を構築するため、2018年4月にカンパニー制<sup>\*1</sup>を導入することとしております。

今後、各カンパニーでは、自律的な事業運営を目指していくこととしており、こうした新たな組織体制にあわせて、経営面からも、これまで以上に迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を実現し、事業運営のスピードアップを図るとともに、業務執行状況等に対する経営としての監督機能についても、一層の強化を図ってまいります。

経営機構の見直しの概要については、以下のとおりです。

### 1. 監査等委員会設置会社への移行（現行の当社の体制は「監査役会設置会社」）

概 要	<ul style="list-style-type: none"><li>これまで同様、取締役会における重要な意思決定を重視しながら、業務執行の一部を取締役会から取締役に委任することで、より迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を図ります。</li><li>取締役会における社外取締役の構成比を高めることで、業務執行状況等の監督機能を強化します。</li></ul>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"><li>2018年6月開催予定の第94回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、移行する予定です。 (監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更の内容および役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。)</li></ul>

《参考》「監査等委員会設置会社」とは

2015年5月1日施行の改正会社法により導入された、新たな企業統治の形態。

従来の「監査役会設置会社」における監査役会の代わりに、取締役会の中に、監査等委員会を設置するもの。

監査等委員会設置会社では、定款の定めがある場合などにおいて、取締役会は重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。また、監査等委員会の委員は、取締役会の一員として議決権を持つことに加えて、3名以上の取締役で構成され、かつその過半数が社外取締役であることが条件とされている。

## 2. 役付執行役員の新設

概 要	・「監査等委員会設置会社」への移行を見据え、「役付執行役員（社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員）」を新たに設置し、業務執行は役付執行役員が担う体制とすることで、「経営」と「執行」の役割分担をより明確に区分し、迅速かつ機動的な業務執行を図ります。
実施時期	・2018年4月1日付で実施いたします。 (役付執行役員の新設に伴う役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。)

当社は、これまでもコーポレート・ガバナンス<sup>※2</sup>の充実に努めてまいりましたが、今回の経営機構の見直しも踏まえ、引き続き、企業グループ全体のガバナンス強化にしっかりと取り組んでまいります。

### ※1 カンパニー制

各事業単位（カンパニー）に業務執行や資源配分などの権限を委譲し、カンパニーごとに収益管理を行わせることにより、各事業単位を擬似的な独立会社として扱うもの。

当社では、2018年4月より、発電・送配電・販売事業を担う現行3本部について、「発電・販売カンパニー」および「送配電カンパニー」に再編することとしている。

(2017年11月30日お知らせ済み)

### ※2 コーポレート・ガバナンス

会社が、株主をはじめ顧客・地域社会・従業員等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み。

以 上

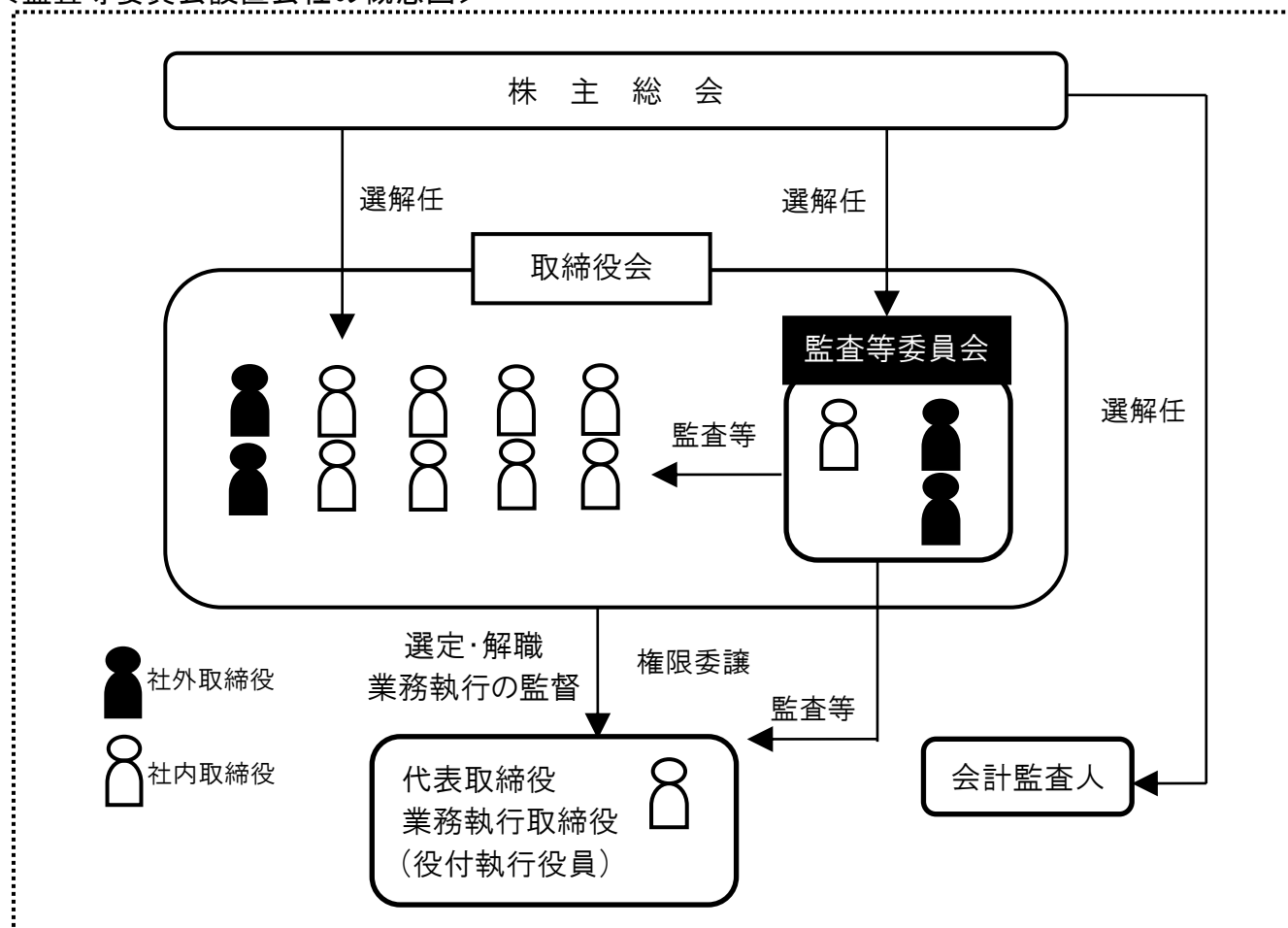
(参考) 経営機構の見直しの概要について

## 経営機構の見直しの概要について

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

- 「監査等委員会設置会社」は、2015年5月1日に施行された改正会社法により、新たに設けられた企業統治形態の一つ。
- 従来の「監査役会設置会社<sup>\*</sup>」における「監査役会（監査役）」の代わりに、取締役会の中に「監査等委員会（3名以上の取締役から構成され、かつその過半数が社外取締役であることが条件）」を設置するもの。
- 監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役の人事（指名・報酬）に関与することで、経営の透明性・公平性の向上と監督機能の強化を図ることができる。
- また、「監査等委員会設置会社」では、重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができるため、取締役会の決定を待たずに、迅速かつ機動的な意思決定および業務執行が可能となる。一方、取締役会は経営方針・戦略の決定や業務執行の監督に専念することができる。

#### <監査等委員会設置会社の概念図>

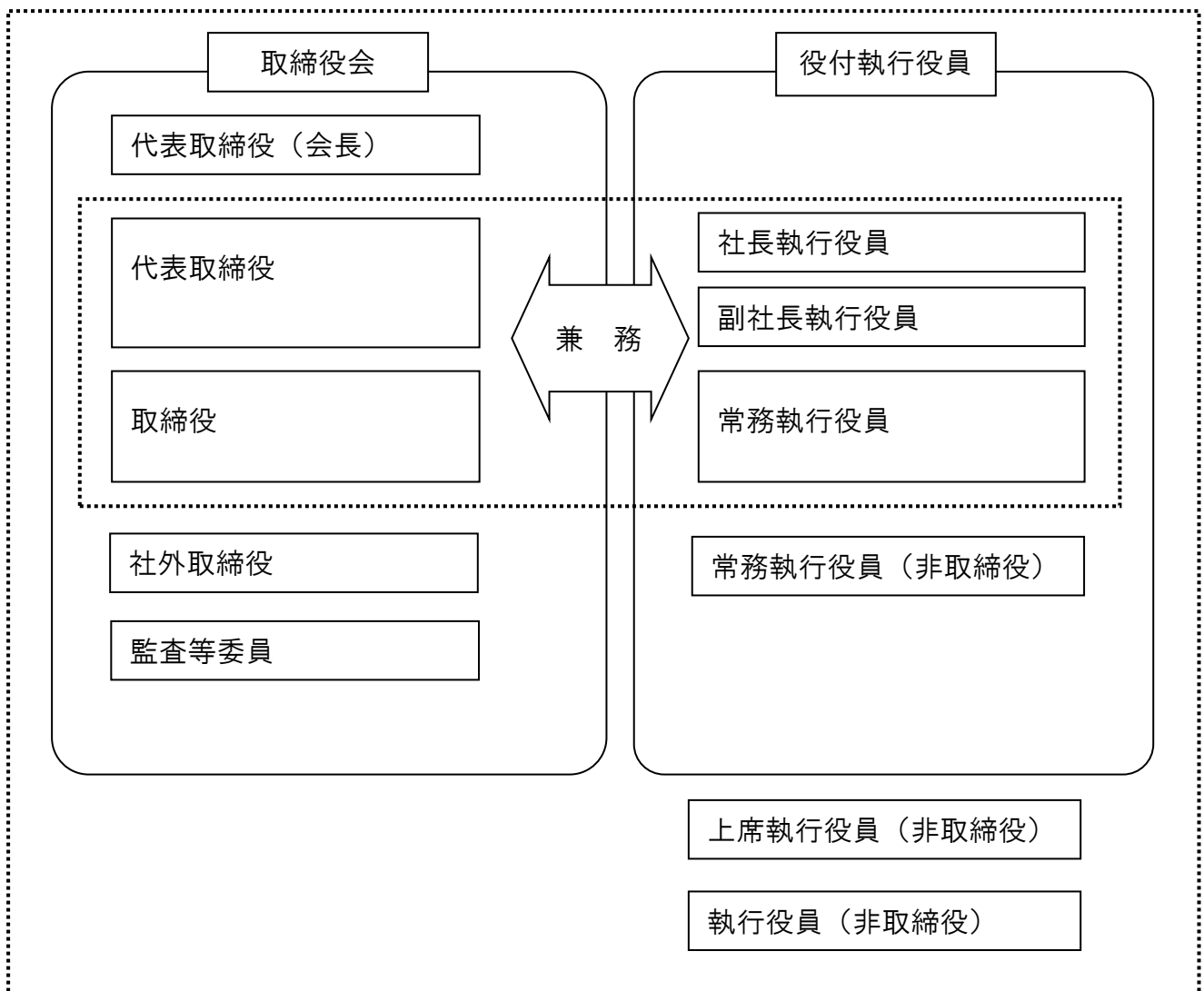


※「監査役会設置会社」は、取締役会の外に「監査役会」を置く企業統治の形態。  
当社は現在、「監査役会設置会社」を導入している。

## 2. 役付執行役員の新設

- 「監査等委員会設置会社」への移行を見据え、「経営」と「執行」の役割分担をより明確に区分し、迅速かつ機動的な業務執行を行うため、新たに役付執行役員（「社長執行役員」、「副社長執行役員」、「常務執行役員」）を新設し、これらの役付執行役員が業務執行を担う体制とする。
- 取締役のうち、業務執行において重要な役割を担う者は、役付執行役員を兼務する。
- なお、取締役会で選任された執行役員が会社方針に基づく一定範囲の個別業務執行を担う「執行役員制度」は、現行のまま維持する。

### <取締役と執行役員の関係図>



以上